

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書

宣言日が審査基準日以前であること。



「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」において、令和 8 年 4 月 1 日付で宣言した取り組みについて、取組開始日以降（~~行う~~/行っている）ことを誓約します。

また、建設業法第 27 条の 26 第 1 項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うこと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

地方整備局長  
北海道開発局長  
秋田県知事 殿

令和 8 年 9 月 11 日

【加点措置の要件】

審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていること

【誓約内容】

自主宣言制度において宣言した取り組みについて、取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約

住所 秋田県秋田市山王 4 - 1 - 1

商号又は氏名 秋田県庁建設株式会社

代表者氏名 秋田 一郎

申請区分  B (A. 取り組みを行う、B. 取り組みを行っている)

項目	日付
審査基準日	8年 6月 30日
取組開始日	8年 7月 1日

## 記載要領

- 1 「（行う/行っている）」については、不要のものを消すこと。
- 2 「 地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事」
- 3 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する英字を記入すること。
- 4 「A. 取り組みを行う」について、審査基準日時点で取組開始日が到来していない者において、取組開始日以降は当該自主宣言の取り組みを行う場合を指す。なお、取組開始日の到来後、当該自主宣言の取り組みを行っていない場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 5 「B. 取り組みを行っている」について、審査基準日時点で取組開始日が到来している者において、当該自主宣言の取り組みを行っている場合を指す。なお、当該自主宣言の取り組みを行っていないにもかかわらず本誓約書を提出した場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 6 表には、受審している経営事項審査の審査基準日及び「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」で設定している取組開始日を記入すること。